

## 仙台市市民活動サポートセンター 市民活動シアター 利用のご案内

開館時間	： 平日(月～土)	9:00～22:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
受付時間	： 平日(月～土)	9:00～21:00
	日曜・祝日	9:00～17:00
休館日	： 年末年始(12/29～1/3) 第2・第4水曜日 (当該日が祝日の場合、翌日木曜日)	

〒980-0811  
仙台市青葉区一番町四丁目1-3  
仙台市市民活動サポートセンター  
Tel:022-212-3010 Fax:022-268-4042

## もくじ

●市民活動シアターとは	1
●使用上の留意事項	2
●使用の申込	
・受付期間(応答日)	3
・シアター使用料	3
・連続使用期間	4
・連続使用割引について	4
・申込方法	5
・予約	
・本申込	
・使用料の支払い	
・空き状況の確認	
・使用日などの変更手続き	6
・使用の取りやめ方法	6
・使用を承認できない場合	7
・目的外使用及び使用権限譲渡の禁止	7
・使用承認の取り消し	7
●使用にあたって	
■使用前の準備	8
・附帯設備	
・事前打合せ	
・関係官公署	
・ポスター、チラシを製作する場合	
・入場定員	
■使用当日	9
・使用の開始と終了	
・物品の持込・預かり	
・附帯設備の料金精算について	
・搬入出、駐車・駐輪について	
・非常の場合	
・茶器の貸出	
・ゴミの処理	
・破損・紛失した場合	10
・その他の注意事項	10
●附帯設備料金	11
●舞台図面	12

## 市民活動シアターとは

市民活動シアターは、市民活動サポートセンター(※)の地下1階にある、NPOや文化・芸術活動の創造・発信の場です。自由な発想で表現し、社会にメッセージする人たちを応援する。市民活動シアターは、そんな空間を目指して設置されている劇場です。

例えば、このような場合にご使用いただけます。

- NPOのシンポジウムや交流会で、立食パーティーや歌、踊りなどを催したい。
- 劇団、アートパフォーマンスグループ等の発表会、公演で使用したい。
- 個人のアート作品、詩の発表、展示などで使用したい。
- 企業の社会貢献活動としてイベントを開催したい。

※ 市民活動サポートセンターとは？

様々な分野の市民活動団体やNPO、ボランティア活動の拠点施設です。  
市民活動に関する相談や情報の受発信、活動の場の提供等を行なっています。



写真は、使用の一例です。

### 設 備 概 要

#### ■形式

平土間型多目的劇場

#### ■仕様

定員167名(最大)

※会場レイアウトによって設営可能座席数が変わります

面積130㎡

高さ4.0m(バトン下まで)

劇場階地下1階

#### ■搬入

搬入エレベーター(カゴ内径W1.0m×D1.1m×H2.3m)

積載荷重450kg

※搬入専用駐車スペースはございません

#### ■楽屋

楽屋室数1室(7階)

#### ■舞台設備

固定格子状バトン

舞台照明電源容量22.5kVA

舞台照明調光回路数2KW-24台

他、音響、照明、舞台設備あり

※詳細は別紙「備品リスト」を参照

### □ 使用承認書の確認

お申込時、使用承認書の記載内容について必ず確認してください。  
当日は、施設の利用を始める前に受付に使用承認書を提示して下さい。使用承認書に記載されている使用時間に鍵をお渡しします。

### □ 使用時間の厳守

承認された使用時間は、仕込み(準備)から後片付けまでの時間です。時間内にすべて終了するようにしてください。また、原状復帰をしないまま複数日使用する場合は、連続した申込みが必要となります。

### □ 入場定員の厳守

市民活動シアターの最大定員は167名です(観客・出演者・スタッフ等を含む)。消防法上、定員を超える入場は禁止されていますので定員数は厳守して下さい。またこの定員は、舞台を設置せず客席のみ並べた場合(映画の上映会など)に得られる定員です。舞台やステージを設置する場合や、会場のレイアウトによっては、最大定員に満たない客席数しか設置できない場合もあります。

※スタンディング席での利用はできません。

### □ 使用楽器について

低音が響く打楽器のご利用を検討している方は、お申込み前にシアター担当までご相談ください。

### □ 原状復帰

使用終了後、使用した設備を原状復帰し、係員の点検を受けて下さい。

### □ 事前打ち合わせ

使用の1カ月前までに劇場係員と使用内容の打ち合わせを行って下さい。

### □ 損害賠償

施設・備品等を損傷または紛失したときは、実費相当分を弁償していただきます。

### □ 非常の場合

非常の事態が生じた場合には、劇場係員の指示に従ってください。また非常時に備えて非常口の場所を確認してください。

### □ 楽屋や荷物の管理

使用当日は、主催者側で楽屋や持込み物の管理をしてください。盗難、紛失等については市民活動サポートセンター側では責任を負いません。

### □ その他

使用にあたり次の点にご注意ください。

- (1) 使用の承認を受けた施設・備品以外は使用しないでください。
- (2) 備品をサポートセンター外へ持ち出さないでください。
- (3) 火気、危険物、その他、管理上不適切であると認められる物品の持込みは、予め許可を得た場合を除き禁止します。
- (4) 非常口、通路、消火設備のまわりには、物を置かないで下さい。
- (5) 搬入、搬出、準備、撤収、音響、照明の操作など、公演の実施にかかる全ての作業は主催者側に行っていただきます。
- (6) ごみはお持ち帰り下さい。

## 使用の申込

### 受付期間（応答日）

全日使用……………1日単位でのお申込。

ご使用日の6ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

区分使用……………午前・午後・夜間の区分単位でのお申込。

ご使用日の3ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

時間使用……………1時間単位でのお申込。

ご使用日の1ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

- 受付開始日（応答日）がない場合は、その翌日が応答日となります。
- それぞれの受付開始日（応答日）が休館日の場合は、翌開館日が応答日となります。
- 応答日の予約の場合は、本申込みが優先のため 14:00 からの受付となります。

■例えば、市民活動シアターを使用したい日が…

10月 1日の場合……………全日使用は**4月1日受付開始**となります。

10月31日の場合……………全日使用は6ヶ月前の応答日（4月31日）がないので**5月1日受付開始**となります。

■全日使用と区分使用の同時申込みと、区分使用と時間使用の同時申込みも可能です。

□全日＋区分でのお申込の場合、ご使用日の6ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

□区分＋時間でのお申込の場合、ご使用日の3ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

※連続使用の可能性がございます。ご希望のお日にちがございましたら受付開始日前日の夜に、空き状況をご確認ください。

### シアター使用料

全日使用（6ヶ月前より受付開始）

	使用時間	使用料
平日（月～土）	9:00～22:00	80,000 円
日曜・祝日	9:00～18:00	40,000 円

区分使用（3ヶ月前より受付開始）

	午前 （9:00～12:00）	狭 間 時 間	午後 （13:00～17:00）	狭 間 時 間	夜間 （18:00～22:00）
平日（月～土）	10,000 円		27,500 円		41,500 円
日曜・祝日	10,000 円	27,500 円			

※区分を連続して申し込む場合、狭間時間の料金は発生しません。

※区分＋時間の申し込みの場合は、狭間時間の料金が発生します。

時間使用（1ヶ月前より受付開始）

	9:00～13:00	13:00～18:00	18:00～22:00
平日（月～土）	3,500 円（1 時間）	7,000 円（1 時間）	10,500 円（1 時間）
日曜・祝日	3,500 円（1 時間）	7,000 円（1 時間）	

※お申込は、正時から正時（〇時～〇時）の1時間単位で承ります。

## 連続使用期間

連続使用は30日間までです。連続使用期間中に休館日がある場合、休館日はご使用いただけません。

## 連続使用割引について

全日使用で5日以上の連続使用時に、貸室使用料の割引が適用されます。

連続使用日数		1日～4日目	5日～14日目	15日～30日目
割引率		0%	25%	50%
使用料	平日 (月～土)	80,000円	60,000円	40,000円
	日曜・祝日	40,000円	30,000円	20,000円

### ■7日間連続使用の場合

使用日数	曜日	使用料
1日	平日	80,000円
2日	平日	80,000円
3日	平日	80,000円
4日	日・祝日	40,000円
5日	日・祝日	30,000円
6日	平日	60,000円
7日	平日	60,000円

合計 430,000円

連続使用5日目より、  
使用料が<sup>※</sup>25%割引に  
なります。

### ■16日間連続使用の場合

使用日数	曜日	使用料
1日	平日	80,000円
2日	平日	80,000円
3日	平日	80,000円
4日	日・祝日	40,000円
5日	平日	60,000円
6日	平日	60,000円
7日	平日	60,000円
8日	平日	60,000円
9日	平日	60,000円
10日	平日	60,000円
11日	日・祝日	30,000円
12日	平日	60,000円
13日	平日	60,000円
14日	平日	60,000円
15日	平日	40,000円
16日	平日	40,000円

合計 930,000円

連続使用5日目より、  
使用料が<sup>※</sup>25%割引に  
なります。

連続使用15日目より、  
使用料が<sup>※</sup>50%割引に  
なります。

# 申 込 方 法

## 本申込み

施設の使用申込は、仙台市市民活動サポートセンターの窓口にて受け付けます。申込書に必要事項を明記の上、ご提出ください。その際、使用内容についてのヒアリングを行い、使用可否の判断をさせていただきます。

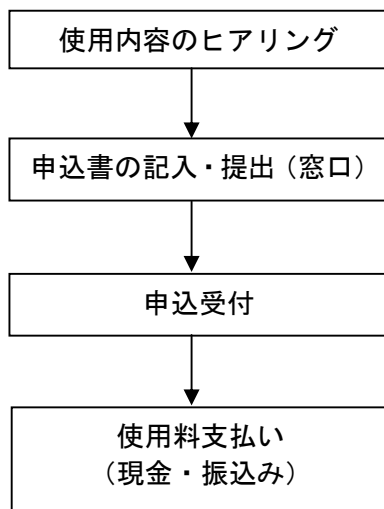
申込受付時に「使用承認書」を発行いたします。使用当日にご提示いただきますので、大切に保管してください。

## 予約

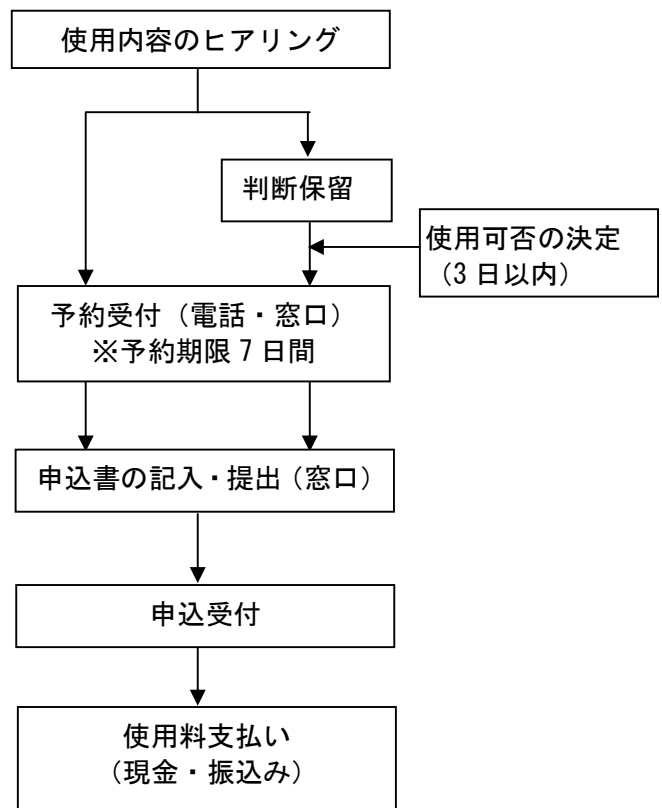
予約の場合、電話・窓口にて受付ます。予約した日を含め7日以内にご来館いただき、「使用申込書」を窓口にご提出してください。

予約日から貸室使用日までの期間が7日以内の場合は、予約の取りやめはできません。

### ◆申込の流れ



### ◆予約をした場合の申込の流れ



## 使用料の支払い

使用料は申込み時に、窓口で現金でお支払ください。または、銀行振込でもお支払いいただけます。銀行振込の場合、お申込日から10日以内に入金してください。その際の振込手数料は使用者負担となります。

利用日の2日前以降のお申込は、現金のみの扱いになります。

※有料貸出備品については、使用日当日のお支払いとなります。

## 空き状況の確認

市民活動シアターの利用状況は、電話・窓口にて確認することができます。お気軽にお問い合わせください。

## 使用日などの変更手続き

使用日変更、使用時間の移動等の使用変更は、1回に限り可能です。使用時間の前までに、使用変更の手続きをお取りください。この場合は、「使用承認書」をご持参のうえ、あわせて「使用変更申込書」に記入し提出してください。また、使用料に差額が生じ不足分が発生した場合は、その分の使用料を納めてください。変更後の使用料が、変更前の使用料より減額した場合の差額は返金できません。

使用時間の延長は、当日でも可能です。この場合、使用前に延長分の使用申込みを行い、使用料をお支払いください。

市民活動シアターからセミナーホール・研修室への使用変更はできない場合があります。

- セミナーホール・研修室は市民公益活動団体のみの利用となります。
- セミナーホール・研修室では演奏・合唱・踊り・運動等の使用はできません。

## 使用の取りやめ方法

シアターの使用を取りやめる場合は、使用承認書と領収書をご持参の上、「使用取りやめ申出書」を提出してください。

お返しできる使用料の額は、以下の表の通りとなり、お手続きをいただいた期日によって変わります。なお、使用料の返還には、上記「使用取りやめ申出書」以外に「使用料返還申込書」「使用料還付請求書」「代表者の認印」が必要となります。使用料の返還は、代表者の銀行口座への振込を通じて行われます。

区分使用の場合、応答日の取りやめであっても全額返金はできません。

時間使用の場合、応答日の取りやめであっても返金はできません。

		6ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	当日
受付	全日使用	※受付開始6ヶ月前					
	区分使用(午前・午後・夜間)	※受付開始3ヶ月前					
	時間使用(1時間単位)						※受付開始1ヶ月前
取り止め	市民活動シアター 受付開始6ヶ月前	全額	8割相当額 (100円未満は切り捨て)		返金なし		



## 使用を承認できない場合

次のような場合には、施設の使用承認はできませんのでご了承ください。また、すでに承認している場合でも使用の取り消しをすることがあります。

- ・ 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- ・ 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・ 施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ・ 施設の管理上支障があると認めるとき。
- ・ 仙台市市民公益活動の促進に関する条例、条例施行規則、仙台市市民活動サポートセンター管理運・営要領に違反したとき。
- ・ 使用の目的、条件に違反したとき。
- ・ 仙台市市民活動サポートセンターの指示に従わないとき。
- ・ 災害、その他の事故により、仙台市市民活動サポートセンターが使用できなくなったとき。
- ・ 工事、その他の都合により、仙台市市民活動サポートセンターが特に必要と認めるとき。

建物の構造上、他の貸室に影響のある催物については使用できないことがあります。

## 目的外使用及び使用権限譲渡の禁止

承認を受けた施設や設備を目的以外に使用したり、使用の権利の譲渡、転貸はできません。

## 使用承認の取り消し

市民活動シアターの設置目的にそぐわない場合は使用承認を取り消し、または使用を停止することがあります。

# 使用にあたって

## 使用前の準備

### 附帯設備

附帯設備の設営・撤去・操作は使用者に行っていただきます。また、照明・音響・映写設備を使用する場合には、それら进行操作する技能を持つ人を、主催者側で手配してください。設備によっては各室共用のものもございますので、使用希望の際はお早めにお申し込みください。

### 事前打合せ

催物を円滑に進めるため、使用日の1ヶ月前までに舞台照明・音響その他の進行スケジュールや施設附帯設備について、シアター担当者との打合せを行っていただきます。ご予約のうえ、ご来館ください。

催物の内容に応じて使用の2週間前までに進行表、舞台・音響・照明の仕込み図、警備員・整理員の配置図等を提出していただきます。

楽屋は無料でご使用いただけます。使用する場合は事前打ち合せの際にお申し出ください。

### 関係官公署への届出

催物の内容により、次の関係官庁への届出が必要です。

<input type="checkbox"/> 火気の使用	仙台市青葉消防署	TEL. 022-234-1121
<input type="checkbox"/> 警備	仙台中央警察署	TEL. 022-222-7171
<input type="checkbox"/> 著作権	日本音楽著作権協会仙台支部	TEL. 022-264-2266
<input type="checkbox"/> 飲食物の提供	仙台市青葉保健所	TEL. 022-225-7211

### ポスター・チラシを制作する場合

ポスター・チラシ・入場券には主催者名、連絡先を明記してください。チラシ等を作成する際には、施設の名称・住所・電話番号は正確に記載してください。施設名等は以下の通りです。

■〒980-0811  
仙台市青葉区一番町四丁目1-3  
仙台市市民活動サポートセンター 市民活動シアター  
TEL: 022-212-3010

※施設の地図データが必要な場合、スタッフまでお問い合わせください。

### 入場定員

定員は観客、出演者、スタッフを含めて最大167名です。消防法上、施設の定員を超えての使用はできませんので、定員は必ず守ってください。特に入場券等を発行・販売する場合には定員に十分注意してください。

使用の  
開始と終了

「使用承認書」を施設の使用を始める前に必ず受付に提示してください。提示後、鍵を受け取って施設の使用を始めてください。  
承認された使用時間には、物品等の搬入、舞台設営などの準備作業から後片付けの時間までを含みます。時間内にすべてが終了するように使用時間を厳守してください。  
施設の使用が終わるときまでに、附帯設備をもとに戻してください。また、掲示した看板や持ち込んだ道具類は、使用終了時までには搬出してください。

物品の  
持込・  
預かり

大道具・照明器具等の器具を搬入される場合は、その種類・数量・搬入時間等を事前に連絡し、承認を受けてください。手荷物の範囲をこえる物品の持込みには搬入口をご利用ください。搬入出の際は次のことをお守りください。

- ・ 台車を使用したい時は受付まで申し出てください。なお、台車は使用后直ちに返却してください。
- ・ 搬入、搬出には、専用エレベーター（高さ1.98m、幅0.8m、奥行1.25m）をご使用ください。客用エレベーターは使用できません。
- ・ エレベーターに入りきらない荷物の場合は、階段をご使用ください。
- ・ 搬入・搬出時にエレベーター内や通路、壁面等を破損しないよう十分注意してください。また、破損した場合は速やかに受付まで申し出てください。

次に掲げる物品の持込みには、防災性能を有する物品を使用してください。（消防法第八条の三、消防法施行令第四条の三）

□カーテン、じゅうたん等、暗幕、展示用合板、舞台において使用する幕・大道具用の合板

荷物のお預かりはしておりません。宅配便は、施設使用時間内に使用者が直接受け取れるよう、配達時間を調整してください。

附帯設備  
使用料金  
のお支払い

使用当日の21時（日曜・祝日は17時）までにお支払いいただきます。シアター担当者が計算し、請求書をお渡しいたしますので、お支払いください。

駐車・駐輪  
について

当施設には、駐車場・駐輪場はございません。近隣の駐車場・駐輪場をご利用ください。付近の駐車場・駐輪場をまとめた地図もございますので、必要な方はスタッフまでお声がけください。

非常の場合

非常の事態が生じた場合は、職員の指示に従って安全に避難してください。使用前に必ず、避難通路、非常口等をご確認ください。

茶器の貸出

茶器類は、1階受付にて貸出しております。（無料。お茶の葉等は使用者がご用意ください。）使用後は、洗浄して1階受付までお返しください。  
先着順にて受付けておりますので、大量に必要な場合は、事前にスタッフまでお申し込みください。

ゴミの処理

ゴミは使用者の責任で処理してください。発生したゴミについては、必ずお持ち帰りください。

## 破損・紛失 した場合

施設、附帯設備、備品等を破損、紛失した場合は、速やかに受付窓口にお申し出ください。状況に応じ、実費相当分を弁償していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## その他の 注意事項

使用者は次のことをお守りいただくとともに、参加者にもご周知いただきますようお願いいたします。

- ①他人に迷惑を及ぼす行為をしない、また参加者にさせないようにしてください。
- ②入場者の整理、案内、警備等に必要な人員は使用者側で配置し、安全には十分に配慮してください。
- ③火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に留意してください。使用施設における火災、事故、盗難等の被害については、使用者の責任となります。
- ④許可なく、火気を使用したり、特別な設備の設置・使用を行わないでください。
- ⑤他人に迷惑・危害を加えるおそれのある物品や動物(盲導犬・聴導犬・介助犬を除く)を持ち込まないでください。
- ⑥通路、非常口、消火設備等の周りには物品を置かないでください
- ⑦施設内は禁煙です。5階テラスの喫煙所をご利用ください。
- ⑧許可なく広告類の掲示・配布、または看板等の設置を行わないでください。
- ⑨取材・撮影が入る場合には、あらかじめご連絡ください。
- ⑩その他、管理上必要な指示に反する行為を行わないでください。

## 附 帯 設 備 料 金

品 名		単 位	金 額 (1 回あたり)
照 明 器 具 類	アッパーホリゾントライト	1 列	400円
	平凸ライト	1 台	300円
	フレネルライト	1 台	300円
	サスペンションフラッドライト	1 台	300円
音 響 設 備		1 式	5,000円
舞 台 用 演 台		1 式	500円
平 台		1 枚	50円
簡易ステージ(大)		1 式	500円
簡易ステージ(小)		1 式	300円
専 用 プロジェクター		1 台	400円
専 用 スクリーン		1 式	200円
ピ ア ノ		1 台	4,500円
持込設備機器(1Kw 以内)		1 台	150円
持込設備機器(1Kw 以上)		1 台	300円

※「1 回」とは、開館時間内で、連続で使用した回数とします。

※音響設備の一部を使用した場合でも、一式とみなします。

※ピアノの場合のみ、リハーサルだけの利用であっても料金が発生します。

※ピアノの調律は使用者側の手配・負担となります。

※持込設備機器の単位は、1台ごとにその表示された消費電力によるものとし、1キロワットに満たない端数がある場合は、1キロワットに切り上げます。

上記以外に無料の備品もございます。詳しくはスタッフまでお気軽にお問い合わせください。

